

平成 28 年 7 月 3 日

ファミリーハイツ明石

区分所有者各位

ファミリーハイツ明石管理組合
理事長 一瀬 充弘

管理規約改正のご案内

平素は管理組合の活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

今回の改正は管理規約に民泊は禁止である旨の内容を明記する事により、当マンションから民泊事業者を未然に排除すると同時に、問題が生じた際には、速やかに対応できる管理規約の内容への改正を平成 27 年度各番館集会及び通常総会で承認されました。

改正を行った条文は、第 12 条（専有部分の用途）、第 17 条（専有部分の修繕等）及び第 19 条（専有部分の貸与）で、改正該当ページは 3～5 ページです。

（お 願 い）

ファミリーハイツ明石にお住まいの区分所有者様へは、改正の頁及びその前後の頁を含め、P3～P6 部分（A4 サイズ 表・裏印刷 2 枚）を配布していますので、現行の管理規約集の P3～P6 と差し替えをお願いします。

確実に差替えていただきますようお願いいたします。